

総合教育会議について

平成 27 年 4 月 1 日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、制度化。教育大綱の策定や重点的な施策等の協議・調整を行うもの。

1. 招集・構成

首長が招集し、首長、教育委員会（教育長及び教育委員 4 名）により構成される。

2. 役割

下記に係る協議及び首長と教育委員会の調整を行う。

- (1) 教育大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

<参考>

1. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

(1) 施行日：平成 27 年 4 月 1 日

(2) 趣 旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うもの。

(3) 主な改正内容

- ①教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くこと
- ②総合教育会議の設置、大綱の策定
- ③児童生徒等の被害の拡大を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化 他

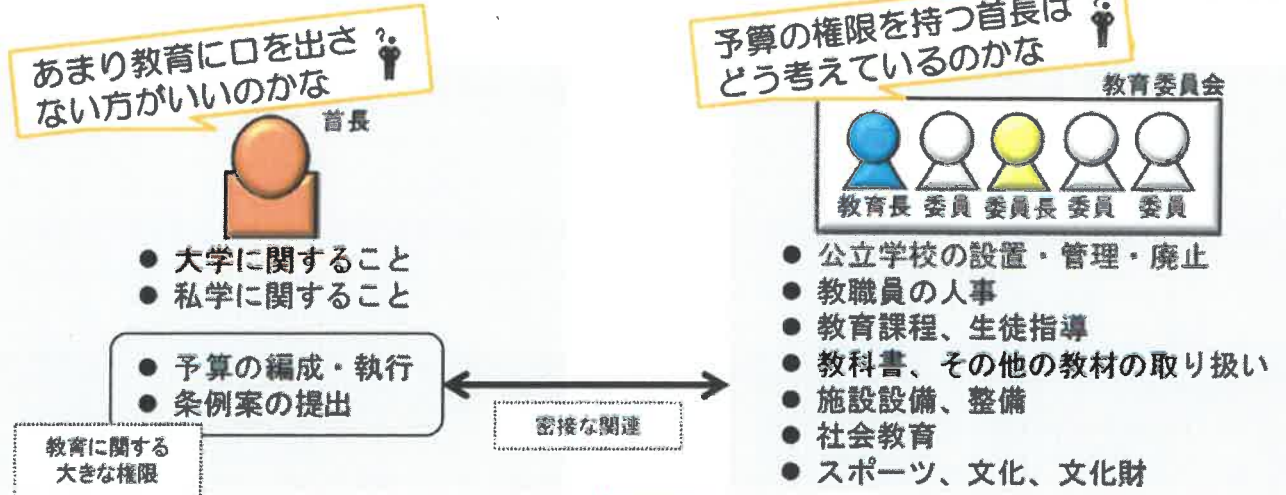
2. 教育大綱

国の教育振興基本計画に定める基本的な方針を参考に、地域の実情に応じた、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるもの。首長が定める。なお、大綱を定め、又は変更しようとするときは、総合教育会議において協議するものとされる。

POINT③
総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

【改正前】



【改正後】



総合教育会議の設置

- 首長が招集。会議は原則公開。
 - 構成員は首長と教育委員会。
（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
 - 協議・調整事項は以下のとおり。
 - ① 教育行政の大綱の策定
 - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置
- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能に

POINT④
大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。

✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化